

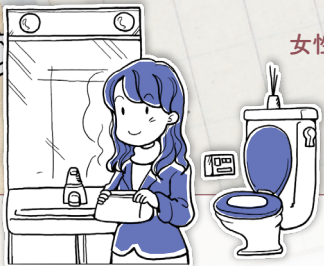
女性活躍 職場環境改善助成金

働く意欲を持つ女性が、能力を伸ばしながらいきいきと働ける職場環境の整備を目指し、市内の事業所における女性の就業継続や職域の拡大をはじめとした女性活躍推進に向けた取組にかかる費用の一部を補助します。

■ 助成対象事業 ■

女性活躍推進のための取組で、次のいずれかに該当するもの

※国・県または市等の補助金等を受けた経費は対象外



女性専用の更衣室・トイレ改修等の環境整備

例) 女子トイレの洋式化や更衣室の整備などにかかる工事費、備品購入費など
※既存設備を更新するだけのものは対象外



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

例) 外部専門家への委託料、相談料(報償費)など



就業規則または労使協定の見直し

例) 外部専門家への委託料、相談料(報償費)など



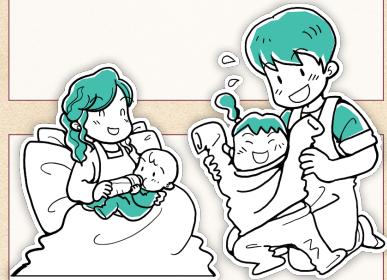
女性活躍推進を目的とした 労務担当者や従業員に対する 研修、周知および啓発

例) 女性管理職候補者の育成や積極的な登用に向けた講師を招いての社内セミナー・ワークショップの実施に係る報償費、テキスト代、消耗品費、教材の印刷製本費、会場使用料、旅費など



女性活躍推進に向けた外部専門家によるコンサルティングの導入

例) 自社の女性活躍の現状把握や課題の分析、目標の達成に向けたアドバイスを受けるなどの外部専門家への委託料、相談料(報償費)など



男性への育児休暇取得の促進

例) 仕事と家庭の両立に向けた啓発セミナー開催に係る講師への謝礼(報償費)やテキスト代などの消耗品費など

●その他、女性のための職場環境改善に向けた取組。 ※審査の上、助成を決定します

■ 助成対象者

- 市内に主たる事業所を有する中小企業やNPO法人等

■ 助成対象経費

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事費、備品購入費、その他適当と認められる経費

■ 助成率・限度額

助成率

助成限度額

助成対象経費の

1/2 30万円

【加算要件】

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、山口県の「やまぐち女性の活躍推進事業者」に登録されている、もしくは本事業の実績報告までに計画を策定し、登録される事業者

助成率

助成限度額

助成対象経費の

2/3 50万円

●助成金の申請は同一年度内において一回限りです。

■ 申し込み・問合せ先 山口市商工振興部 ふるさと産業振興課
TEL 083-934-2645 FAX 083-934-2650

詳細は市ウェブサイトをご確認ください。



■ 申請から助成金交付までの流れ ■

※申請時には必ず市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。



交付申請

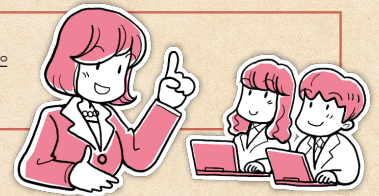
■ 提出書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(別紙1)
- 収支予算書(別紙2)
- 事業実施に係る見積書等の写し
- 工事を伴う場合は工事前の現況写真
- 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの(個人事業主の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し)
- やまぐちごと応援サイト登録確認の写し(登録済の場合は不要)
- 市税の滞納のないことの証明書
- 申請時に「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を未策定の場合は女性活躍推進に向けた課題確認表(別紙3)
- 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定している場合はその写し(加算要件により申請する者は実績報告までに提出すること。)
- 山口県の「やまぐち女性の活躍推進事業者」に登録されている場合は登録証の写し(加算要件により申請する者で未登録の場合は、実績報告までに提出すること。)

(市) 交付決定通知

事業実施 ※2月末日までに終了

交付決定通知を受け取ってから事業に着手してください。
2月末日までに完了する事業が対象です。



実績報告 ※3月10日〆切

■ 提出書類

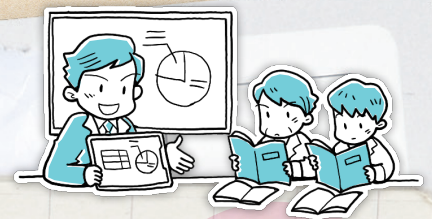
- 実績報告書(様式第7号)
- 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の写し(加算要件により申請した者で交付申請時に未策定の場合)
- 実績報告書(別紙4)
- 山口県の「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録証の写し(加算要件により申請した者で交付申請時に未登録の場合)
- 収支決算書(別紙5)
- 支払いを証する書類
- 助成対象事業の経過及び成果を証する書類(工事を伴う場合は工事後の現況写真)

(市) 確定通知

交付請求

■ 提出書類

- 請求書(様式第9号)



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう

2022年(令和4年)4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、101人以上の事業主に拡大されました。

※常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は努力義務

女性活躍推進法における一般事業主が行うべき取組の流れ

1. 一般事業主行動計画の策定等
 - 自社の女性活躍に関する 状況把握、課題分析
 - 一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
 - 行動計画を策定した旨の労働局への届出
 - 取組の実施、効果の測定
2. 女性の活躍に関する情報の公表

(例)

外部専門家によるコンサルティングを利用

▶本助成金の交付申請対象になります。

一般事業主行動計画の策定、届出については、山口労働局雇用環境・均等室(TEL 083-995-0390)へお問い合わせください。

詳細は検索してください

女性活躍推進法特集ページ

検索